

<行動計画>

社員全員が働きやすい環境を整備することによって、仕事と自身の生活を充実させて、その能力を十分に発揮させるために、また、次の時代を担う子供たちの健全な育成のために、次の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成25年4月1日から平成29年2月17日までの3年10か月間
2. 内容

目標1：性別に関係なく、育児休業・介護休業の取得ができるような職場風土の醸成に向けた施策を実施します。

<対策>

- 育児・介護に関する法令に則った就業規則等の整備、及びその周知徹底を図る。
- 男性の育児休業を1名以上取得できるような職場風土づくり。
(社内報・パンフレット掲示、配布など)

目標2：育児のための勤務時間短縮等の期間延長措置を講じます。

<対策>

- 就業規則を改訂し、3歳から4歳まで育児短時間勤務制度を利用できるようにする。延長期間は、段階的に上げていくこととし、その際は就業規則を改訂する。
- 育児短時間勤務を申し出た場合は、育児短時間勤務申出書を提出してもらう。
(育児短時間勤務の概要は、社内報、社内連絡文書などにて周知徹底を図る。)

<メッセージ>

当社では社員のワークライフバランスの充実・向上のため残業時間の削減、有給休暇取得の促進や育児休業取得の促進に努めてきました。

今回くるみんの認定を受けたことにより、社内では働き方に対する意識がさらに高まったと感じております。

仕事と家庭の両立ができるよう今後も継続して働き方の見直しに取り組んでまいります。